



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 11 月 24 日（火曜日） 第 158 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則…（水産政策課） 1

○特定水産資源の採捕の停止に関する規則…（ " ） 6

告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（福祉保健課） 6

頁

○生活保護法に基づく医療機関の指定…（福祉保健課） 6

○保安林の指定予定の通知（5件）…（自然環境課） 6

○道路の区域の変更（2件）…（道路保全課） 7

○道路の供用の開始…（ " ） 8

公 告

○開発行為に関する工事の完了…（建築住宅課） 8

○落札者等の公告… 8

規 則

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第54号

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による特定水産資源の漁獲量等の報告（以下「漁獲量等の報告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（漁獲量等の報告の方法）

第 2 条 漁獲量等の報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第 1 号による書面により、非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第 2 号による書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第 3 号による書面により、それぞれ行うことができる。

3 前項に規定する各書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は、算入しない。

（代理人による報告）

第 3 条 漁獲量等の報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、別記様式第 4 号による書面を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止）

2 海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 8 年宮崎県規則第 53 号）は、廃止する。

（海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条の規定により改正法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第 267号）第26条第 1 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)
陸揚げした日／漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、宮崎県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

(記載要領)

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には、1 の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

様式第 2 号（第 2 条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第 267号）第30条第 1 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、宮崎県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第 1 項の規定による許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号をそれぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

様式第 3 号（第 2 条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲努力量等の報告

漁業法（昭和24年法律第 267号）第30条第 1 項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、宮崎県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第 1 項の規定による許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号をそれぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに宮崎県資源管理方針において示された操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

様式第 4 号（第 3 条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮崎県知事 殿

（委任者）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。）

法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、宮崎県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第55号

特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第33条第 2 項の規定による特定水産資源の採捕の停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第 2 条 知事が法第33条第 2 項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年宮崎県規則第65号）は、廃止する。

(知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第28条の規定により改正法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

告 示

宮崎県告示第 924号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
是枝歯科医院	都城市上水流町1113-15	令和元年12月31日

宮崎県告示第 925号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
是枝歯科医院	都城市上水流町1113-	令和 2 年 10 月 1 日

	15	
西都ゆり薬局	西都市大字右松1084番地 5	令和 2 年 11 月 1 日

宮崎県告示第 926号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町富吉字斧磯 254、256-1、256-4、字瓶釣 545-12、545-19、546-2、546-3、字蔵迫7059-49、7059-51、7059-58、7081、7092、7094、7095、7097、7099、7100
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 927号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字楨鼻平5314-6、5314-26、5314-27、5314-35

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 928号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字山ノ口1935-6、1935-7、1935-9、1955、字樋掛1980-47

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 929号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木鳥田町字釘水流2644-22、字岩野2791-1、2791-84、須木中原字永野2042-6、2042-7、字川内2605-1、2605-10

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岩野2791-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 930号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字小春142-3、142-4、142-6、142-13

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 931号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 11 月 24 日から同年 12 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
224	県道	遠見半島線	東臼杵郡門川町大字庵川字鳥帽子	旧	4.6～10.6	242.5
			滝4684番7地先から同郡同町同大	新	5.4～11.3	242.5

			字同字4679 番1地先ま で			
--	--	--	-----------------------	--	--	--

宮崎県告示第 932号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年11月24日から同年12月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字芳谷47 23番 1 地先 から同郡同 町同大字宇 鳥帽子滝46 84番 7 地先 まで	旧	5.5～ 17.8	313.1
				新	5.2～ 19.9	311.0

宮崎県告示第 933号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年11月24日から同年12月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字森ノ下 1090番 4 地 先から同郡 同村同大字 同字1090番 4 地先まで	令和 2 年11月24日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 2 年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称
東臼杵郡門川町大字加草字深 迫 592番外10筆、 579番の一 部、 584番 1 の一部、 584番 2 の一部、 586番 1 の一部、 603番 3 の一部、 603番10地 先里道の一部、 586番 1 地先 里道の一部、字加草口 478番 1 の一部、 484番 1 の一部、 字大迫尻 533番 3	延岡市東本小路 4 番地 3 さくら ビル 3 F 株式会社サンライフホーム

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ワイヤーカット（放電加工機）一式 2 セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東
2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
大栄機工有限公司 宮崎市吉村町久保田甲 912- 1
- 5 落札金額
63,646,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年10月 1 日